

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案	
担当部局	① 気象庁総務部民間事業振興課 電話番号： 03-3212-8341(内4785)	e-mail: goiken01@met.kishou.go.jp
評価実施時期	平成25年3月7日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現在の津波予報業務の許可基準は専門的知見を持つ気象予報士の設置を要件とし、現象の予想は気象予報士に行わせることとなっている。そのため、近年進歩がめざましいコンピュータを用いた数値シミュレーションによる津波予想技術の活用を考慮できておらず、最新技術の恩恵を活かしきれていない。津波の予想手法の現状を踏まえ、気象庁以外の者が津波の予報業務を行う場合の許可基準を変更し、津波の予想を気象予報士に行わせることとするのではなく、技術上の基準に適合したコンピュータに基づくシミュレーションにより行うこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	気象業務法 第十八条、第十九条の二
想定される代替案	代替案1: 気象予報士の設置を津波予報業務の許可基準とする(現状通り)。	
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合
(遵守費用)	技術上の基準を満たすためのシミュレーションのプログラムや常時運用可能なコンピュータの整備のための費用として、初期固定費用と維持経費(保守経費、電気代、人件費等)。	津波予報を行う気象予報士等の人件費。
(行政費用)	なし	なし
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合
	津波について、気象庁はコンピュータに基づくシミュレーションの活用により津波警報等を発表しているが、それに加えて、許可事業者から、個別のニーズに応えるきめ細やかで、かつ、最新技術の数値シミュレーションによる精度の高い津波予報が迅速に社会に提供されることとなり、津波被害の軽減に貢献する。	気象庁が発表する津波警報等に加えて、許可事業者から、津波予報に係る専門的知見を有する気象予報士の予想による個別ニーズに応えるきめ細やかな津波予報が迅速に社会に提供されることとなり、津波被害の軽減に貢献する。ただし、最新技術に基づく高い精度の津波予報は確保されない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>規制の費用に関して、当該規制案と代替案を比較した場合、その大小の定量的な比較は困難である。例えば、気象予報業務を既に行っていて津波予報業務を新たに開始する場合は、気象予報士に係る追加的費用が発生しない場合もある一方で、数値シミュレーションプログラムやコンピュータ整備が既に行われ、維持経費(保守経費、電気代等)も他の気象予報の中で対応されており、それに係る追加的費用が発生しない場合もある。このような場合のほかにも様々な状況如何によって費用はそれぞれ異なり、定量的な大小の比較は困難である。</p> <p>規制の便益に関して、シミュレーションによる最新手法に基づく高い精度の津波予報を行うことが可能である当該規制案と比較した場合、代替案については許可事業者が提供する津波予報では最新技術に基づく精度が確保されないことから、津波からのより迅速な避難行動等に結びつかないなどのおそれがあり、当該規制案の便益の方が優位にあることは明らかである。</p> <p>上記のとおり、当該規制案と代替案について、費用面の比較での大小の特定は困難であるものの、便益面では当該規制案が代替案を大きく上回っているといえる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	なし	
レビューを行う時期又は条件	平成29年度にRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。	
備考		